

開催間近！

ねんりんピック はばたけ鳥取2024



「咲かせよう 砂丘に長寿と笑みの花」をテーマに、10月19日（土）から22日（火）にかけて、総合開・閉会式をはじめ県内各所で交流大会や展示など多彩なイベントが開催されます。

全19市町村29種目で開催される交流大会

全国の60歳以上の方々が各都道府県や政令指定都市を代表して参加する交流大会が開催されます。この大会には、全国から約1万人の選手が集まります。

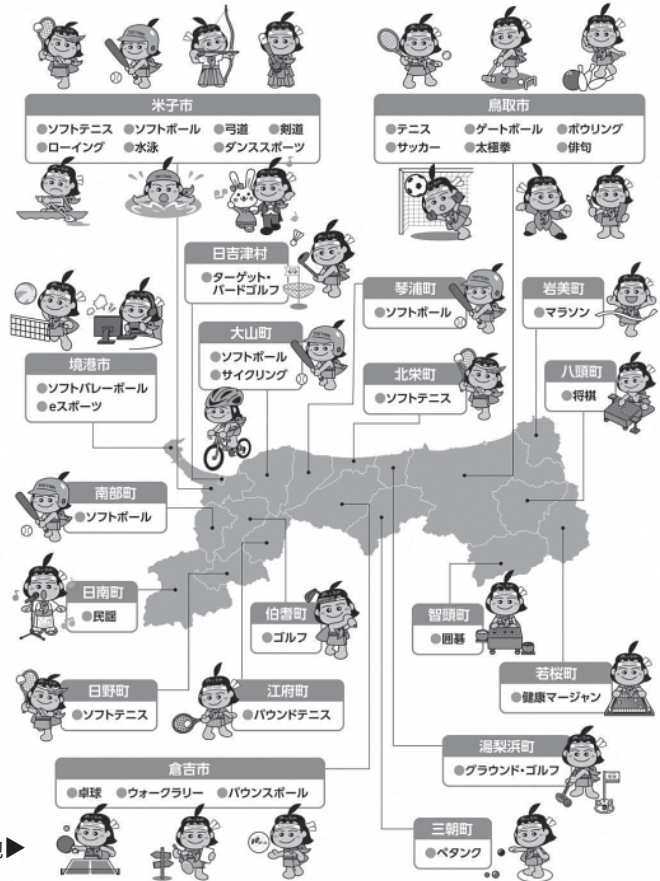
町からは、次の7競技に12名の選手が出場します。選手の皆さんへの応援をどうぞよろしくをお願いします！

○参加選手ご紹介○（敬称略）

協議名	氏名
卓球	東 口 美智子
テニス	杉 原 三 奈
パタンク	湯ノ口 悦 子
	河 村 敏
	前 田 俊 夫
	前 田 由美子
水泳	福 田 恒 己
サッカー	山 本 幸 男
将棋	西 田 和 正
	田 中 豊
	田 淵 修
eスポーツ	松 尾 緑



交流大会開催地▶



みんなでねんりんピックを楽しもう

大会期間中は、鳥取県立布勢総合運動公園（ヤマタスポーツパーク）でふれあい広場でのグルメ市やふるさとステージなど、さまざまなイベントが開催されます。詳しくはねんりんピックはばたけ鳥取大会特設HPをご覧ください。



ねんりんピック特設 HP



みんなが来るのを待ってるぴよん

また、八東体育文化センターを会場に開催する将棋交流大会では、選手による対局だけでなく、こども将棋交流、プロ棋士との指導対局、健康づくり教室など、みなさまにお楽しみいただけるコーナーをたくさんご用意していますので、ぜひお誘い合わせの上、ご来場ください。

昨年開催したプレ大会の様子



こども将棋交流



プロ棋士との指導対局

10月は「3 R 推進月間」です

国では、10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間（3R推進月間）」と定めて、ごみの減量化・再利用・資源化の推進に関する啓発を行っています。本町でも、コンポスト容器や電動式生ごみ処理機の購入費の一部助成、ごみ分別アプリの配信など、循環型社会の実現に向けた取り組みを行っています。

マイバッグや詰め替え製品を使用する、衣料品や小型充電式電池等を回収へ出すなど、家庭でできる身近な3Rの取り組みにご協力をお願いします。

3R ってなに？

ごみを減らし、資源を生かすことにつながる3つのRの総称です。



●Reduce（リデュース）：減量化
物を大切に使い、ごみを減らしましょう！



●Reuse（リユース）：再利用
使える物は繰り返し使いましょう！



●Recycle（リサイクル）：再資源化
ごみを資源として再利用しましょう！

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

児童手当を受給している方 ～こんなときは手続きしてください～

次の変更事項があった場合、届出が必要です。

これらの届出が遅れると、手当が支給されない月が生じたり、支給された手当の返還が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき（例：厚生年金→国民年金）
- ⑥受給者や配偶者が公務員になったとき
- ⑦離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑧国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

スプレー缶・カセットボンベは、 「有害ごみ」です！！

4月からスプレー缶やカセットボンベは、「小型破砕ごみ」から「有害ごみ」に変わりました。

適正に分別していただき、「有害ごみ」の日にごみステーションへ出していただきますようご協力をよろしくお願いします。

※缶の穴開けは不要ですが、中身は必ず使い切るか、ガス抜きをして出してください。穴を開けた場合も「有害ごみ」です。

次のものも有害ごみです

- 高圧ガスを使用したスプレータイプの屋内害虫の駆除剤
- 高圧ガスを使用したプラスチック製容器の染毛料



問い合わせ 町民課 ☎76-0205

国民年金保険料の 免除・猶予期間がある方の追納について

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときと比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、**10年以内であれば遡って納める（追納する）ことができます。**

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、原則古い期間分から納付することとなりますが、納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間と免除の承認を受けた期間がどちらもある場合は、納付する順序を選択できる場合があります。納めた保険料は全額が所得の「社会保険料控除」として認められています。詳しくは鳥取年金事務所へご相談ください。

問い合わせ 鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311